

(素案)
特定個人情報保護評価書 (全項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------|
| 3 | 予防接種に関する事務 全項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

練馬区は、予防接種に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法および個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

練馬区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

| |
|---------------------------------|
| I 基本情報 |
| (別添1) 事務の内容 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 |
| IV その他のリスク対策 |
| V 開示請求、問合せ |
| VI 評価実施手続 |
| (別添3) 変更箇所 |

I 基本情報

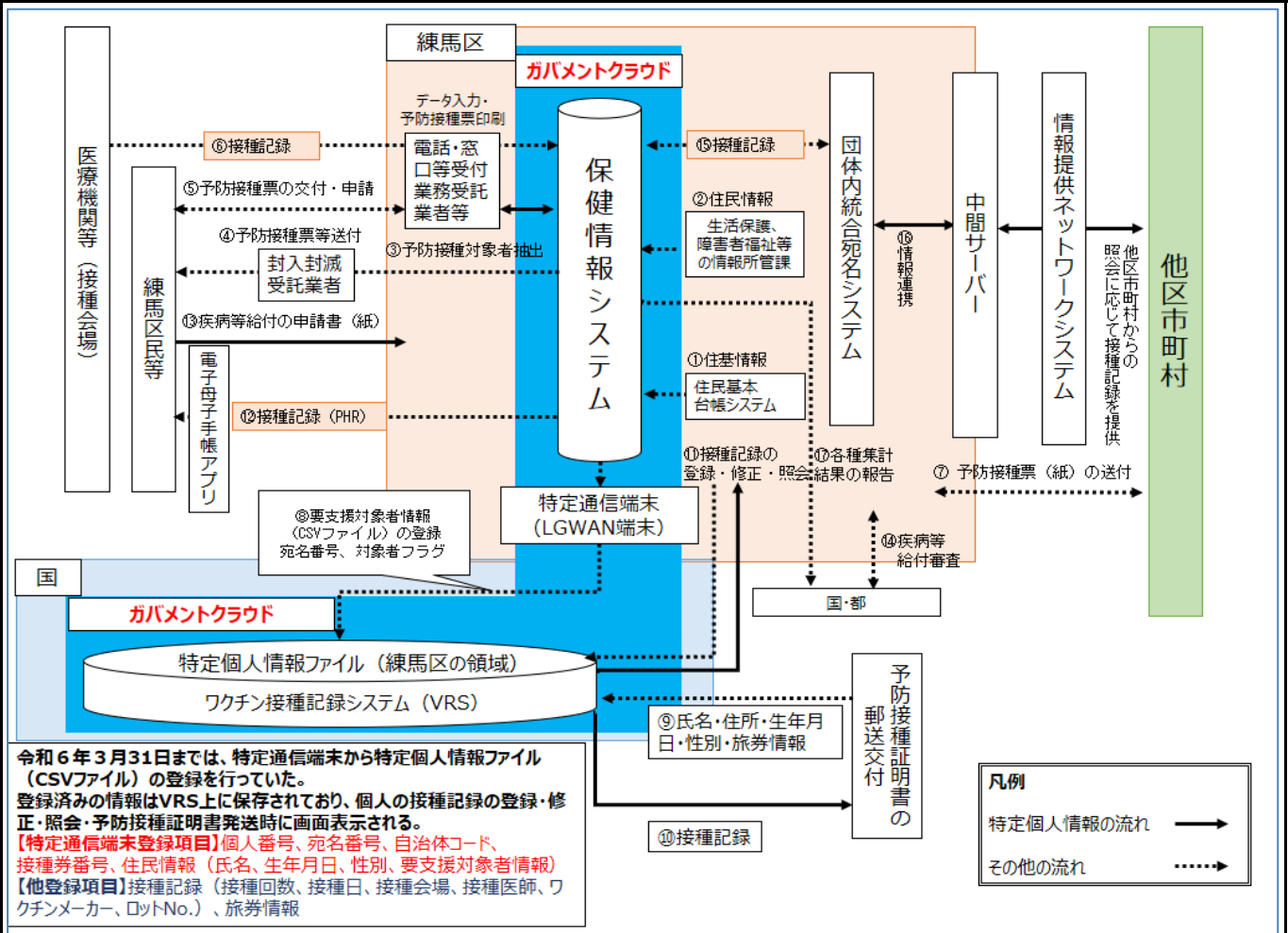
| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | | | | | | | |
|----------------------|---|-------------|------------------|----------------|-----------------|-----------|--|
| ①事務の名称 | 予防接種に関する事務 | | | | | | |
| ②事務の内容 ※ | <p>予防接種法等関連法令に基づき、以下の事務を行っている。</p> <p>【取扱いの対象となる予防接種の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第2項) ・B類疾病に該当する定期の予防接種(予防接種法第2条第3項) ・練馬区長が実施する任意予防接種 ・新型インフルエンザ等特別措置法による予防接種 <p>(1) 予防接種票の発送 予防接種法等関連法令等で定められた各予防接種について、翌月に接種対象年齢となる練馬区に住民登録がある者等を抽出し、リストを出力する。出力したデータは業務委託している封入封緘業者に引渡し、予防接種票への印字・封入封緘を行う。 封入封緘された予防接種票は、練馬・光が丘・石神井・大泉の郵便局ごとに分類・梱包された状態で、毎月下旬頃に区に納品され、その日に郵便局に持ち込む。</p> <p>(2) 予防接種履歴の管理 各医療機関で実施した予防接種票をそれぞれの委託契約に基づき定期的(毎月、3か月または6か月ごと)にまとめて取得し、電話・窓口受付業務受託事業者が予防接種票の記載内容を確認した上で、接種記録情報等を保健情報システムに登録する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種については、ワクチン接種記録システム(VRS)に、住民基本台帳システムから、要支援対象者の登録※を行う。また、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付や接種記録の登録・修正・照会を行う。 ※ ワクチン接種記録システム(VRS)への、個人番号を含む予防接種対象者および発行した接種券の登録事務が令和5年度で終了。個人の履歴検索時の注意喚起のため、要支援対象者の登録のみ継続している。</p> <p>(3) 予防接種票の発行 本人(保護者等を含む。)からの申請に基づき、転入者や予防接種票を紛失した者その他予防接種票の発行が必要と認められる者に対して、予防接種票の発行を行う。</p> <p>(4) 予防接種実施依頼書の発行 本人(保護者等を含む。)からの申請に基づき、練馬区以外の区市町村で定期予防接種をする場合、予防接種実施依頼書を作成し、発行する。</p> <p>(5) 健康被害の救済 予防接種を受けた者が、予防接種が原因で疾病にかかり、障害の状態となり、または死亡した場合において、当該疾病、障害または死亡が当該定期の予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合は、予防接種法等関連法令に基づき補償金の給付を行う。</p> <p>(6) 国・東京都等への事業報告 予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数を年1回東京都知事に報告する。 その他、国または都から指示された事項について報告を行う。</p> | | | | | | |
| ③対象人数 | <p style="text-align: center;">[30万人以上]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table> | 1) 1,000人未満 | 2) 1,000人以上1万人未満 | 3) 1万人以上10万人未満 | 4) 10万人以上30万人未満 | 5) 30万人以上 | |
| 1) 1,000人未満 | 2) 1,000人以上1万人未満 | | | | | | |
| 3) 1万人以上10万人未満 | 4) 10万人以上30万人未満 | | | | | | |
| 5) 30万人以上 | | | | | | | |

| システム3 | | | | | | | | | |
|--|--|--|-----------------------------------|---|---------------------------------------|---|---------------------------------|--|--|
| ①システムの名称 | 中間サーバー | | | | | | | | |
| ②システムの機能 | <p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得（※1）や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>（※1）セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <p>(1) 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>(2) 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会および情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能</p> <p>(3) 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能</p> <p>(4) 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システムおよび既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能 なお、当区においては、中間サーバーとの接続連携は、団体内統合宛名システムにおいて行う。</p> <p>(5) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>(6) 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能</p> <p>(7) データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>(8) セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能</p> <p>(9) 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能</p> <p>(10) システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p> | | | | | | | | |
| ③他のシステムとの接続 | <table border="0"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他（ ）</td> </tr> </table> | <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム | <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム | <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 | <input type="checkbox"/> 税務システム | <input type="checkbox"/> その他（ ） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム | | | | | | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 | <input type="checkbox"/> 税務システム | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> その他（ ） | | | | | | | | | |
| システム4 | | | | | | | | | |
| ①システムの名称 | ワクチン接種記録システム（VRS） | | | | | | | | |
| ②システムの機能 | <p>(1) ワクチン接種記録システム（VRS）への要支援対象者登録</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種記録の接種証明書の交付（令和5年度接種分まで）</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種記録の登録・修正・照会（令和5年度接種分まで）</p> | | | | | | | | |
| ③他のシステムとの接続 | <table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/> その他（ 特定通信端末（LGWAN端末） ）</td> </tr> </table> | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム | <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム | <input type="checkbox"/> 宛名システム等 | <input type="checkbox"/> 税務システム | <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 特定通信端末（LGWAN端末） ） | |
| <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 庁内連携システム | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム | <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 宛名システム等 | <input type="checkbox"/> 税務システム | | | | | | | | |
| <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 特定通信端末（LGWAN端末） ） | | | | | | | | | |

| システム5 | |
|----------------------|--|
| ①システムの名称 | 特定通信端末(LGWAN端末) |
| ②システムの機能 | (1) 保健情報システムサーバーの特定のフォルダに置かれた要支援対象者情報をダウンロードする機能。 (2) ワクチン接種記録システム(VRS)へ接続し、要支援対象者情報等をアップロードする機能。 |
| ③他のシステムとの接続 | <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)) |
| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
| 予防接種関連情報ファイル | |
| 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 | |
| ①事務実施上の必要性 | <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種状況を把握することにより、予防接種票の適切な発行時期を管理し、状況確認を可能とするため。 ・予防接種法等関連法令に基づき、予防接種時期に応じた既接種者および未接種者の数を確認し、管内における予防接種の実施状況についての的確に把握するため。また、健康被害が発生した際に迅速な救済を図るため。 |
| ②実現が期待されるメリット | <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種実施状況を把握することで、接種率の低い疾病について、接種勧奨を行い、当該疾病の発生および蔓延を防止する。 ・接種履歴を把握することで、誤った時期、年齢、回数および接種間隔による接種を防止し、健康被害の発生を防ぐ。 ・健康被害が発生した際に、接種状況等を確認・把握し、迅速な救済を図る。 |
| 5. 個人番号の利用 ※ | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(別表14の項および126の項) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) |

| 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
|----------------------------|---|
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の以下の項 (情報提供の根拠) 25の項、26の項および28の項 (情報照会の根拠) 25の項および27の項から29の項まで</p> |
| 7. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康部保健予防課 |
| ②所属長の役職名 | 保健予防課長 |
| 8. 他の評価実施機関 | |
| - | |

(別添1) 事務の内容



令和6年3月31日までは、特定通信端末から特定個人情報ファイル (CSVファイル) の登録を行っていた。
 登録済みの情報はVRS上に保存されており、個人の接種記録の登録・修正・照会・予防接種証明書発送時に画面表示される。
【特定通信端末登録項目】個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、住民情報 (氏名、生年月日、性別、要支援対象者情報)
【他登録項目】接種記録 (接種回数、接種日、接種会場、接種医師、ワクチンメーカー、ロットNo.)、旅券情報

(備考)

(1) 住民情報の登録

- ① 住民情報を住民基本台帳システムから取得
- ② 予防接種対象者に関する生活保護、障害者福祉等に関する住民情報をフラッシュメモリまたは紙媒体により取得

(2) 予防接種の実施

- ③ 予防接種情報を保健情報システムより抽出
 - ④ 区民等にお知らせ通知および予防接種票を送付
 - ⑤ 区民等からの申請に基づき予防接種票作成・交付
 - ⑥ 医療機関から提出された接種済の予防接種票を基に、接種結果を入力
 - ⑦ 他区市町村で予防接種をする場合は、区市町村相互間で依頼書、報告書および予防接種票を相互に送付
 - ⑧ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の場合は、保健情報システムサーバーの特定のフォルダから、住民基本台帳システムの情報のうち要支援対象者の宛名番号および要支援対象者フラグを特定通信端末 (LGWAN端末) にダウンロードしたうえで、同端末からワクチン接種記録システム (VRS) に接続し、アップロード
- ※保健情報システムに⑧の情報はアップロードしない

- ⑨ 窓口または郵送により予防接種証明書 (紙) の交付申請があった場合、ワクチン接種記録システム (VRS) で接種記録を照会する。
- ⑩ 接種記録の情報を、個人番号・氏名・住所・生年月日・性別・旅券情報 (ローマ字氏名・国籍と地域・旅券番号) の情報と照合して本人を特定し、接種証明書として出力し郵送する。
- ⑪ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の場合は、個別接種記録のワクチン接種記録管理システム (VRS) への登録・修正・照会
- ⑫ ねりますくすくアプリ (電子母子手帳アプリ) 利用者のうち本人確認済の区民に対し、月2回予防接種記録を連携

(3) 健康被害救済の給付

- ⑬ 区民等からの予防接種による疾病等給付の申請の受付
- ⑭ 疾病等給付の審査結果を国に報告、国から給付の審査結果の確認

(4) 予防接種記録情報の提供および取得

- ⑮ 予防接種記録情報の送信、照会した情報の取得
- ⑯ 中間サーバ経由で各種情報の連携

(5) 集計情報の報告

- ⑰ 各種集計情報を国または東京都へ報告

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|---|
| 予防接種関連情報ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者 |
| その必要性 | 予防接種法等に基づく予防接種対象者該当状況情報および対象者の接種記録を適正に管理・保管するとともに、予防接種の実費負担の有無を決定するため |
| ④記録される項目 | [50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、その他識別情報: 対象者を正確に特定するため ・4情報、連絡先、その他住民票関係情報: 正確な本人特定および予防接種票に記入された情報と突合するため ・健康・医療関係情報: 予防接種履歴を適正に管理するため ・障害者福祉関係情報、生活保護・社会福祉関係情報: 予防接種の実費負担の有無を確認するため |
| 全ての記録項目 | 別添2を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成 28 年 1 月 1 日 |
| ⑥事務担当部署 | 健康部保健予防課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | |
|-----------------|---|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（ 戸籍住民課、各総合福祉事務所等 ） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（ ） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（ 他区市町村 ） <input type="checkbox"/> 民間事業者（ ） <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| ②入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（ ワクチン接種記録システム(VRS) ） |
| ③入手の時期・頻度 | <ul style="list-style-type: none"> ・現住者の住民票関係情報は、住民記録台帳システムとのバッチ処理により日次連携する。 ・転入者等については、情報提供ネットワークシステムを介して他区市町村に情報照会する都度随時入手することが可能となっている。ただし、当区においては情報ネットワークシステムによる入手は行っておらず、転入者等については、窓口において母子健康手帳等により接種履歴の確認を行っている。 ・生活保護、身体障害者手帳情報については、所管する部署から年2回入手する。 ・予防接種健康被害による給付に関する申請情報は、障害年金は年1回、医療費・医療手当は年2回を基本として、本人または法定代理人等からの申請により入手している。 ・戸籍および住民票に記載のない児童の特定個人情報については、予防接種票発行の申請時に入手している。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種については、以下の場合に入手する。 <ul style="list-style-type: none"> ①接種者から予防接種証明書の交付申請があった場合 ②ワクチン接種記録システム(VRS)上で個別接種記録の登録・修正・照会を行う場合 |
| ④入手に係る妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種に関する記録については、予防接種法施行令第6条の2および予防接種法施行規則第2条の7に示されているとおり記録・保管する目的で取得している。 ・住民票関係情報については、本人情報確認、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、住民記録台帳システムとのバッチ処理による日次連携を利用して取得している。 ・予防接種健康被害の給付に関する申請情報は、予防接種法施行規則第10条、第11条および第11条の4に基づいて取得している。 ・戸籍および住民票に記載のない児童の特定個人情報については、「平成19年6月20日厚生労働省健康局結核感染症課発事務連絡」の記載に基づき、定期予防接種を実施する目的で取得している。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種については、以下の場合に限定して入手している。 <ul style="list-style-type: none"> ①接種者から予防接種証明書の交付申請があった場合 ②ワクチン接種記録システム(VRS)上で個別接種記録の登録・修正・照会を行う必要がある場合 |
| ⑤本人への明示 | <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種に関する記録については、予防接種法等関連法令（予防接種法施行令第6条の2および予防接種法施行規則第2条の7）に、区市町村が予防接種に関する記録の作成・保管する義務が明記されている。予防接種票においては、接種済みの予診票が区へ提出されることを紙面上に明記し、更に本人（親権者）から署名を得た上で予防接種票を取得している。 ・住民票関係情報、身体障害者手帳情報および生活保護情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下、「個人情報保護法」という。）の規定に基づき取得・利用している。 ・予防接種健康被害の給付に関する申請関係情報の取得については、予防接種法施行規則第10条、第11条および第11条の4に明記されている。 ・他区市町村で予防接種を実施する際の予防接種に関する記録の入手については、区発行の依頼文に、実施した予防接種に関する記録について依頼先区市町村より報告を受けることを明記している。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種については、番号法第9条第1項（別表14の項および126の項）に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)上で特定個人情報を入手・使用している。 |
| ⑥使用目的 ※ | 予防接種対象者抽出 予防接種情報記録 健康被害の救済措置 身体障害者手帳および生活保護情報確認 |
| 変更の妥当性 | — |

| | | |
|---------|----------------------|--|
| ⑦使用の主体 | 使用部署 ※ | 練馬区健康部保健予防課 |
| | 使用者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ⑧使用方法 ※ | | <p>(1) 予防接種の対象者抽出 生年月日および接種歴から予防接種の対象者を抽出し、抽出した情報を外部委託業者へ提供し、予防接種票の印刷・封入封緘を依頼する。</p> <p>(2) 予防接種の接種記録の管理 医療機関等より取得した予防接種記録を、予防接種法施行令第6条の2に基づき保健情報システム内で保管し、不適切な予防接種を防ぐため、予防接種の実施状況を参照するために管理・使用する。</p> <p>(3) 健康被害の救済措置 予防接種による健康被害が発生した際、接種状況等を的確に把握し、迅速な救済を図ることを目的として使用する。</p> <p>(4) 身体障害者手帳および生活保護情報確認 福祉情報システムから身体障害者手帳の取得および生活保護受給の状況を確認し、対象者要件を満たす者に該当する予防接種票を発行する。</p> <p>(5) 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付 ワクチン接種記録システム(VRS)で接種証明書を交付する際、特定個人情報を入手する。</p> <p>(6) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種記録の管理 ワクチン接種記録システム(VRS)上の接種記録を登録・修正・照会する際、特定個人情報を入手する。</p> |
| | 情報の突合 ※ | <p>(1) 住民票関係情報と医療関係情報を突合して、接種記録を確認し、対象者の抽出を行う。</p> <p>(2) 住民票関係情報と医療関係情報を突合して、接種記録を確認し、対象者に給付を行う。</p> <p>(3) 住民票関係情報と福祉関係情報を突合して、身体障害者手帳の発行状況を確認する。</p> <p>(4) 住民票関係情報と福祉関係情報を突合して、生活保護受給状況を確認する。</p> |
| | 情報の統計分析 ※ | 以下を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。 ・予防接種法施行令第7条に基づき、予防接種を受けた者の数を年1回東京都知事に報告 |
| | 権利利益に影響を 与え得る決定 ※ | 予防接種健康被害発生時の給付の決定(最終決定は国が行う。) |
| ⑨使用開始日 | | 平成28年1月1日 |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | |
|------------------------|--|--|
| 委託の有無 ※ | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件 | |
| 委託事項1 | 予防接種に係る電話・窓口受付等業務 | |
| ①委託内容 | (1) 予防接種に係る案内、予防接種票および依頼状交付申請受付 (2) 予防接種票の作成、封入、封緘および発送 (3) 接種済みの予防接種票の点検、集計、システム入力および整理保管 (4) 医療機関一覧表等の印刷、補充および整理 (5) 予防接種証明書の発行・郵送 | |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 | |
| 対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | |
| 対象となる本人の範囲 ※ | 予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者 | |
| その妥当性 | 予防接種に係る情報を電子データに変換し電算処理する為には、膨大な枚数の予防接種票等の情報を入力する必要があり、職員のみで対応することは難しく、専門業者への委託が必要である。 | |
| ③委託先における取扱者数 | [50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 | |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (当区が管理している区域にて直接操作を行う。) | |
| ⑤委託先名の確認方法 | 委託先が決定した際には、入札結果としてインターネット公開を行っている。また、練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことでも確認することができる。 | |
| ⑥委託先名 | 株式会社ニチイ学館、パーソルテンプスタッフ株式会社 | |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |

| | | |
|------------------------|-------------------|---|
| 委託事項2 | | システム保守業務 |
| ①委託内容 | | 保健情報システムの運用、保守業務、法制度改正に伴うシステム改修業務およびガバメントクラウド移行業務 |
| ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 | [特定個人情報ファイルの全体] | <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部 |
| | 対象となる本人の数 | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| | 対象となる本人の範囲 ※ | 予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者 |
| | その妥当性 | 保健情報システムの保守業務、運用支援および法制度改正に伴う改修作業等は高度に専門的な知識・技術を必要とし、職員のみで対応することは困難であり、専門業者への委託が必要な業務である。 |
| ③委託先における取扱者数 | | <選択肢> [10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | | <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (当区が管理している区域にて直接操作を行う。) |
| ⑤委託先名の確認方法 | | 練馬区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認することができる。 |
| ⑥委託先名 | | 日本コンピューター株式会社 |
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | <選択肢> [再委託しない] 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | |
| | ⑨再委託事項 | |

| | | | |
|-------------------------------------|--|--|-----------------------------|
| 再委託 | ⑦再委託の有無 ※ | [再委託しない] | <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑧再委託の許諾方法 | | |
| | ⑨再委託事項 | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | | | |
| 提供・移転の有無 | [<input type="checkbox"/>] 提供を行っている (3) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない | | |
| 提供先1 | 市町村長 | | |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項 | | |
| ②提供先における用途 | 予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | | |
| ③提供する情報 | 予防接種履歴 | | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 予防接種法に基づく予防接種の対象者 | | |
| ⑥提供方法 | [<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 () | | |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けた都度 | | |
| 提供先2 | 都道府県知事 | | |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26の項 | | |
| ②提供先における用途 | 予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | | |
| ③提供する情報 | 予防接種履歴 | | |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] | <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 | |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 予防接種法に基づく予防接種の対象者 | | |
| ⑥提供方法 | [<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 () | | |
| ⑦時期・頻度 | 照会を受けた都度(年間約70件) | | |

6. 特定個人情報の保管・消去

| | |
|----------------|---|
| <p>①保管場所 ※</p> | <p><当区における措置> ・紙媒体(予防接種票等)は、予防接種法施行令第6条の2で定められている5年の間は、外部侵入防止策として施錠管理されている庁内外の保存場所に保管している。</p> <p><当区システムのサーバーを設置しているデータセンターにおける措置> ・外部侵入防止策として、建物外周の赤外線センサーによる監視、24時間有人監視および監視カメラによる監視を行っている。 ・データセンターへの入退館管理として、ICカードと生体認証による管理とデータセンター要員所在管理システムを導入している。 ・不正持込・持出防止策として、金属探知機、監視カメラ、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理を行っている。また、データは、入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管している。サーバーへのアクセスは、IDとパスワードによる認証が必要となる。 ・バックアップは業務終了後、日次処理にて取得し、データセンターに保管している。さらに、データセンターから十分に距離を取った別の場所にも保管している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館およびサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ・ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当区の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は政府情報システムのセキュリティ評価制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスを取り扱う事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、つぎを満たしている。 ・ISO/IEC27017(※1)およびISO/IEC27018(※2)の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p>※1 ISO/IEC27017:クラウド事業者および利用者が、より安全かつ安定的にクラウドサービスを運用・利用するためのセキュリティ管理策を定めた国際規格 ※2 ISO/IEC27018:パブリッククラウド(複数の利用者がクラウド環境を共有する運用形態)での個人情報保護に関して、クラウド事業者が実践すべき管理策を定めた国際規格</p> |
| | <p>②保管期間</p> |

| | |
|--------------|---|
| <p>③消去方法</p> | <p><当区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管期間を経過したデータは、システムの機能を利用してデータベースから消去する。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去し、データの復元が不可能な状態にしたうえで廃棄する。 ・保管期間を経過した紙媒体(予防接種票等)は、年1回庁内で行う機密文書の一斉廃棄により溶解処理をしている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施される。国およびクラウド事業者については、区の業務データにアクセスできないよう制御するため、特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際は、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88(※1)、ISO/IEC27001(※2)等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、当区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出およびクラウド環境へのデータ投入ならびに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 <p>※1 NIST800-88: NIST(米国国立標準技術研究所)が定めた、記録装置等のデータ抹消処理・廃棄に関する指針</p> <p>※2 ISO/IEC27001: 情報の機密性・完全性・可用性を管理し、情報を有効活用するために組織としての取組を整理した国際規格</p> |
| <p>7. 備考</p> | |
| <p>—</p> | |

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【現行保健情報システム】

<住民情報>

整理番号/カナ氏名/漢字氏名/生年月日/性別/町番号/行政区番号/番地/枝番/小枝/郵便番号/集配局/住所/方書/続柄1/続柄2/続柄3/続柄4/世帯番号/世帯主カナ氏名/世帯主漢字氏名/取消区分/住登外区分/宛名種別/外国人フラグ/外国人国籍/住民となった日/住民でなくなった日/最新異動区分/最新異動日/最新異動届出日/住民異動区分/住民異動日/転入前市区町村番号/転入前住所/転入前方書/転出後住所/転出後方書/電話番号/FAX番号/携帯番号/メールアドレス/補記論理和/送付除外論理和/個人課税区分/世帯課税区分/被災者区分/住基閲覧注意/連携処理日/母子保健送付除外/身障手帳区分/登録サブシステム/登録者/登録目的

<予防接種情報>

整理番号/接種名称区分/期回数区分/履歴番号/年度/事業予定連番/接種日/実施時間/会場区分/会場区分その他/接種種別区分/登録日/負担金区分/接種医療機関番号/接種医療機関番号その他/接種区分/Lot番号/接種量/印刷区分/印刷日/発送日/予診理由区分/接種補足区分/予診票再発行フラグ/予診票再発行枚数/予診票再発行日/依頼書印刷区分/依頼書印刷日/証明書印刷区分/証明書印刷日/予診医医療機関番号/予診医医療機関番号その他/予診医番号/予診医職員番号/予診医職員枝番/接種医番号/接種医職員番号/接種医職員枝番/ワクチンメーカー区分/備考/支払対象外フラグ/予診番号/警告内容/登録支所区分/抽出日/抽出時郵便番号/抽出時住所/抽出時方書/抽出時行政区番号/抽出時漢字氏名/抽出時カナ氏名/抽出時補記論理和/抽出時生保区分/抽出キー/抽出フラグ/印刷連番/抽出時居住区/予診票番号/予診票無効フラグ/依頼書発行元/依頼書受付日/依頼番号/実施報告書印刷日/請求年月/経過措置/予診票発行部署/期回数区分_副本登録用/送付先名/起案番号/発行日/保護者(フリガナ)/保護者氏名/保護者電話番号/続柄/滞在先郵便番号/滞在先住所/滞在先方書/依頼書発行理由/担当者名/判定結果/検査方法/抗体価/単位/検査番号/特別の事情/免除区分/予診票再印刷フラグ/予診票再印刷枚数/予診票再印刷日/予診医番号その他/接種医番号その他/ワクチン名区分

【標準化後保健情報システム(令和7年度末までに対応予定)】

<住民情報>

市区町村コード/宛名番号/履歴番号/最新フラグ/世帯番号/住登外者種別/住登外者状態/異動年月日/異動届出年月日/異動事由/氏名/氏_日本人/名_日本人/氏名_外国人ローマ字/氏名_外国人漢字/氏名_振り仮名(フリガナ)/氏_日本人_振り仮名/名_日本人_振り仮名/通称/通称_フリガナ/通称_フリガナ確認状況/性別/性別表記/生年月日_元号/生年月日/生年月日_不詳フラグ/生年月日_不詳表記/住所_市区町村コード/住所_町字コード/指定都市_行政区等コード/住所_都道府県/住所_市区郡町村名/住所_町字/住所_番地号表記/住所_方書コード/住所_方書/住所_方書_フリガナ/住所_郵便番号/住所_国名コード/住所_国名等/住所_国外住所/登録支所/名寄せ元フラグ/名寄せ先宛名番号/統合宛名フラグ/他業務参照不可フラグ/独自施策システム等ID/業務ID/削除フラグ/操作者ID/操作年月日/操作時刻/個人番号/利用事業コード/電話番号/携帯番号/E-mailアドレス/E-mailアドレス2/連絡先詳細/登録日/登録支所/利用目的/送付先氏名/登録事由/要配慮者区分/要配慮内容/把握事業/事業コード/実施予定日/会場コード/受付開始時間/会場名/予約番号/西暦年度/予約受付日/予約変更日/実施医療機関コード/実施医療機関名/金額区分/受診金額/金額(市区町村負担)/検診種別/キャンセル待ち/備考/発送日/発行区分/帳票名/連番/受付日/対象外理由/登録事業(共通_各事業)/登録者/重要度/件名(タイトル)/メモ(フリーテキスト)/把握日/把握経路/フォロー事業/フォロー予定情報_フォロー方法/フォロー内容/フォロー予定日/フォロー予定情報_フォロー時間/フォロー予定情報_フォロー会場コード/フォロー予定情報_フォロー理由/フォロー状況/フォロー予定情報_フォロー担当者/フォロー結果情報_フォロー方法/フォロー実施日/フォロー結果情報_フォロー時間/フォロー結果情報_フォロー会場コード/フォロー結果情報_フォロー結果/フォロー結果情報_フォロー担当者/ファイル名/フォルダ構成

<予防接種情報>

市区町村コード/宛名番号/接種種類コード/回数/履歴番号/最新フラグ/発行日/発行場所/接種券番号/登録日/登録支所/削除フラグ/操作者ID/操作年月日/操作時刻/受付日/依頼先/依頼理由/保護者_宛名番号/保護者_氏名/独自施策半角項目/独自施策日付項目/独自施策全角項目/独自施策コード項目/実施区分/接種区分/実施日/法定区分/実施機関コード/実施機関名/会場コード/会場名/医師名/ロット番号/接種量/ワクチンメーカー/ワクチン名/特別の事情/接種判定コード/抗体検査方法コード/抗体価/単位コード/抗体検査番号コード/該当者_宛名番号/請求日/給付の種類/請求者_宛名番号/現住所/現住所方書/請求者氏名/本人との続柄/認定区分/決定日/認定結果/把握日

【福祉部から入手するCSVデータ】

<障害者福祉情報>

福祉事務所コード/福祉事務所コード略称/宛名コード/漢字氏名/カナ氏名/生年月日/障害区分

<生活保護受給状況>

データ区分/福祉事務所コード/住基番号/世帯番号/構成員番号/氏名カナ/生年月日/性別

<中国残留邦人情報>

住基番号/受給者番号/カナ氏名/生年月日/性別/郵便番号/住所

【ワクチン接種記録システム(VRS)】

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

個人番号/宛名番号/自治体コード/接種券番号/住民情報(氏名、生年月日、性別)/接種状況(実施/未実施)/接種回/接種日/ワクチンメーカー/ワクチン種類/製品名/ロット番号/要支援対象者フラグ/旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)/証明書ID(※)/証明書発行年月日(※)

※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|--|--|
| 予防接種関連情報ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | |
| リスク1： 目的外の入手が行われるリスク | |
| 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・練馬区民の住基情報の入手方法は、既存住民基本台帳システムとの連携処理（バッチ処理）にて取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報は入手できない。 ・生活保護受給状況等に関する住民情報は、福祉情報システムで適正に管理されているデータを記録媒体または紙媒体を用いて提供を受けるが、提供元所管課と双方で対象者確認を行い、データの実合を行った上で保健情報システムへのデータ取込みを行っている。 ・委託医療機関から提出された予防接種票を保健情報システムに入力する前に、予防接種票の記載内容と住民票関係情報とを1件ごとに確認する。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種で個人番号を入手するのは以下2点の場合のみであり、どちらの場合も番号法第16条に基づき、以下の措置を講じている。 <ol style="list-style-type: none"> ① 予防接種証明書の交付申請があった場合、本人確認書類を十分に確認してから入手している。 ② ワクチン接種記録システム（VRS）上の個別の予防接種履歴を登録・修正・照会する際は、予診票その他の本人を特定できる資料を十分に確認してから入手している。 |
| 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・既存住民基本台帳システムおよび福祉情報システムから入手する情報については、予め定められたデータ仕様に基づき、必要な情報のみを入手対象とした処理方法を採用しているため、必要な情報以外を入手することはない。 ・eラーニング等による個人情報保護研修、情報セキュリティ研修、コンプライアンス研修等を実施し、対象者情報であっても、事務に必要な情報へのアクセスは不正アクセスに該当し、個人情報保護法で罰則規定があること、ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、事務に必要な情報への入手を防止している。 ・区民や他区市町村、医療機関等からの情報や予防接種情報は、1件ごとに内容確認の上、対象者以外の情報を入手しないように精査している。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健情報システムを利用するには、個人ごとに設定されたID・パスワード・生体（静脈）による認証が必要であり、操作権限を付与された職員のみ、システムの利用が可能である。 ・ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、不適切な入力・更新を抑止している。 ・ワクチン接種記録システム（VRS）のデータベースは、区市町村ごとに論理的に区分されている。他区市町村は、領域に入り、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 |
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク | |
|--|---|
| 入手の際の本人確認の措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・練馬区民の住民情報は、既存住民基本台帳システムとの連携処理(バッチ処理)にて取得するため、既に本人確認は行われている。 ・窓口での申請等で本人から個人番号を入手する場合には、個人番号カードや通知カードの提示を受ける。また、本人確認を行う際は、番号法第16条および施行令第12条に基づき、本人確認書類の提示等を受ける。 |
| 個人番号の真正性確認の措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・練馬区民の住民情報は、既存住民基本台帳システムとの連携処理(バッチ処理)にて取得するため、真正性は確保されている。 ・窓口で住民から直接申請書等を受け付ける場合は、個人番号カードまたは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせによる確認等「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に例示された方法により確認を行う。 |
| 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報は、システムで確認した特定個人情報と突合して正確性を確保する。 ・正確性に疑義が生じた場合は、随時調査を行い、必要に応じてデータを修正することで正確性を確保する。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | <p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健情報システムは、インターネットに接続されていない閉鎖的なネットワークである既存住民情報系ネットワークに接続されており、外部システムとは接続されていないため、ネットワークを通じての情報漏えいはない。 ・予防接種に関する記録の提出先を事前に指定することで、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止している。 ・記録媒体を使用する場合は、保健情報システムへの入力完了後すぐに記録媒体内のデータを消去することで、情報の漏えいを防止している。 ・紙媒体による入手の場合は、保健情報システムへの入力完了後、鍵の掛かる書庫またはキャビネット等に保管している。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)では特定個人情報の送受信は、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <p><ワクチン接種記録システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・限定された端末(VRSに接続できるLGWAN端末)を利用し、保健予防課長指定の管理者から配布されたユーザIDでログインした場合のみ、特定個人情報を含む情報を入手できるように制御している。 | |

| 3. 特定個人情報の使用 | |
|---|--|
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| 宛名システム等における措置の内容 | 宛名システム等(団体内統合宛名システム)は、必要な情報以外の紐付けが行われないう、システムで制御している。また、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた事務を所掌する部署のうち、必要な者のみに使用権限を設定し、その他の者はアクセスが行えないような仕組みとしている。 |
| 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 | ・保健情報システムは、専用端末以外からはアクセス出来ないように制限を設けているため、他システムからのアクセスはない。 |
| その他の措置の内容 | ・eラーニング等による個人情報保護研修、情報セキュリティ研修、コンプライアンス研修等を実施し、使用目的に合わないアクセスは不正アクセスに該当し、個人情報保護法で罰則規定があること、ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われないうにしている。 |
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | ・保健情報システム専用端末へのログイン時および保健情報システムへのログイン時は、それぞれに個人ごとに設定するユーザーID・パスワード・生体(静脈)による認証を行っている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。また、LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。なお、ユーザIDは、保健予防課長が認めた者に限定して発行される。 |
| アクセス権限の発効・失効の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | ・アクセス権限の発効・失効の管理は、操作員の異動が発生する都度、書面による申請に基づきシステム管理者がユーザーIDの登録・削除を行っている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、保健予防課長が必要最小限の権限で発効する。 保健予防課長は、定期的または異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 |
| アクセス権限の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | ・保健情報システムは、予防接種業務ほか業務ごとの詳細なアクセス権限の管理を行っており、予防接種業務に携わる職員にのみ操作権限を設定している。 ・ユーザーIDの登録申請時に職員個々の担当業務を申請項目としており、利用申請のあった業務のみ操作権限を設定している。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、保健予防課長が必要最小限の権限で発効する。 保健予防課長は、定期的にユーザIDおよびアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限および不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更または削除する。 |
| 特定個人情報の使用の記録 | [記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない |
| 具体的な方法 | ・保健情報システムの一部データベースへのアクセスログを記録し、一定期間保管している。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)については、システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。ログは定期におよび必要に応じ随時に確認する。 |
| その他の措置の内容 | — |
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |

| | |
|---|---|
| リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みとする。 ・職員以外の委託先には、契約時に「個人情報の保護および管理ならびにセキュリティに関する特記事項」を取り交わし、遵守させる。 ・eラーニング等による個人情報保護研修、情報セキュリティ研修、コンプライアンス研修等を実施し、事務外での使用は不正アクセスに該当し、個人情報保護法で罰則規定があること、ログの追跡により不正アクセス者の特定が可能であることを周知徹底することで、コンプライアンスの意識を高め、従業者が事務外で使用することを防止している。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・作業端末には特定個人情報ファイルが保存されない仕組みとする。 ・作業端末には電子記録媒体を使用できないようにシステムで制限している。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる。 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・委託先がバックアップ以外にファイルを複製する場合は、事前に当区に申請し、当区が許可した用途のみを認めるものとする。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり画面に情報を表示させない。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種については、以下の場合に限定して特定個人情報を入手している。 <ul style="list-style-type: none"> ①接種者からの予防接種証明書の交付申請があった場合 ②ワクチン接種記録システム(VRS)上で個別接種記録の登録・修正・照会を行う必要がある場合 ・ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録には、個人番号が含まれないようになっている。 | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [] 委託しない |
|--|---|--|
| 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク | | |
| 情報保護管理体制の確認 | <ul style="list-style-type: none"> 委託先の社会的信用と能力を確認して選定する。 契約時には当区の情報セキュリティポリシーを遵守する体制が構築されていることを確認する。また「個人情報の保護および管理ならびにセキュリティに関する特記事項」を仕様を含めることで、受託情報の管理体制の確認を行う。 契約期間中は、委託事業者が選定基準を引き続き満たしていることに関して、セキュリティ体制(個人情報保護に関する規定や体制の整備、人的安全管理措置、技術的安全管理措置)等について、適時確認する。 ※新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 練馬区、国、ワクチン接種記録システム(VRS)の運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該運用保守事業者に委託している。なお、つぎの内容については、当該確認事項に規定されている。 <ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 特定個人情報の提供ルール/消去ルール 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | |
| 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 | [制限している] | <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない |
| 具体的な制限方法 | <ul style="list-style-type: none"> 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧/更新権限を持つ者を必要最小限にする。 閲覧/更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 | |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 | [記録を残している] | <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない |
| 具体的な方法 | <ul style="list-style-type: none"> 委託業務の実施状況について定期的に報告を受けるとともに、その記録を残す。 作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録を残す。 委託業者からセキュリティ対策の研修の報告を受けるとともに、その記録を残す。 | |
| 特定個人情報の提供ルール | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> 委託先から他者(第三者)への特定個人情報の提供は認めないことを契約書上明記する。 特定個人情報の管理状況等について、必要があれば報告を求め、調査を行う。 再委託先への提供を行う場合には、つぎの点を義務付けている。 再委託先への特定個人情報の提供の際には、再委託が必要な理由、再委託先が情報を使用する必要性、再委託先の選定基準、再委託先での委託管理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等を区側に報告してもらい、問題ないことが確認できれば、承認している。 | |
| 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> 記録媒体や帳票で受け渡す場合を事前に把握し、実際に受け渡す際には受渡書等を作成する。 記録媒体を提供する場合には、出力したデータを暗号化した上で提供し、運搬にあたっては施錠可能なケースへ格納することを義務付けている。 | |
| 特定個人情報の消去ルール | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | <ul style="list-style-type: none"> 不要な紙媒体は、シュレッダーにより裁断または外部業者による溶解処理を行う。 契約終了時における特定個人情報の取扱いについては、以下のとおり定めている。 ① 紙媒体については、当区に返還させ、または漏えいを来さない方法で確実に廃棄させる。 ② 記録媒体および情報システム機器については、当区より提供したものは、当区に返却させる。また、委託事業者が所有等する記録媒体は、当区に返還すべきデータを返還させたのち、当区の担当者立会いのもと、原則として物理的に破壊させる。(※ 記録媒体のうち、情報システム機器のハードディスク等について、物理的な破壊が困難である場合は、当区と委託事業者とで協議の上、廃棄またはデータの消去方法と時期について決定する。) 上記の処理を完了したときは、当区に廃棄または消去を証明する書類を提出させ、廃棄または消去が適切に行われたことを確認できるようにしている。 | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |

| | | |
|---|--------|--|
| | 規定の内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・善管注意義務 ・特定個人情報の適正な取扱いの確保のための基本方針、取扱いマニュアルの策定 ・委託先の責任者、従事者、管理区域および取扱区域(作業場所)を明確にすること ・従事者に対する監督・教育の実施 ・業務上知り得た情報の秘密保持義務 ・収集の制限 ・目的外利用の禁止 ・第三者提供の禁止 ・再委託の制限 ・取扱区域または管理区域からの特定個人情報の持出しの禁止 ・委託契約終了時の特定個人情報の返却または廃棄 ・必要に応じて、当区が契約内容の遵守状況について報告を求め、視察・監査を行い、委託先が当区と同等またはそれ以上の安全管理措置を講じていることを確認できること ・事故発生時は必要に応じて区が公表すること ・情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等) |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | | <p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[特に力を入れて行っている] 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p> |
| | 具体的な方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・再委託が必要な場合は、委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし承認を行っている。 ・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受けている。 |
| その他の措置の内容 | | — |
| リスクへの対策は十分か | | <p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| — | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [○] 提供・移転しない | |
|---|-----|---|--|
| リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク | | | |
| 特定個人情報の提供・移転の記録 | [] | <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない | |
| 具体的な方法 | | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない | |
| ルールの内容及びルール遵守の確認方法 | | | |
| その他の措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| | | | |

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

| | |
|--------------|--|
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会および照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務および特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> |
|--------------|--|

| | |
|-------------|---|
| リスクへの対策は十分か | <p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
|-------------|---|

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

| | |
|--------------|---|
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 |
|--------------|---|

| | |
|-------------|---|
| リスクへの対策は十分か | <p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
|-------------|---|

リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク

| | |
|--------------|--|
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別番号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 |
|--------------|--|

| | |
|-------------|---|
| リスクへの対策は十分か | <p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
|-------------|---|

| | |
|------------------------------|---|
| リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了または中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| リスク5: 不正な提供が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領および情報提供を行う機能。</p> |
| リスクへの対策は十分か | <p>[特に力を入れている]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |

| | |
|---|---|
| リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(※)により、特定個人情報を情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みとなっているため、不適切な方法で特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報および照会許可照合リストを管理する機能。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク | |
| リスクへの対策は十分か | <p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p> |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(LGWAN等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 | |

| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
|---------------------------|-------------------|---|
| リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク | | |
| ①NISC政府機関統一基準群 | [政府機関ではない] | <選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない |
| ②安全管理体制 | [特に力を入れて整備している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない |
| ③安全管理規程 | [特に力を入れて整備している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない |
| ④安全管理体制・規程の職員への周知 | [特に力を入れて周知している] | <選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない |
| ⑤物理的対策 | [特に力を入れて行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な対策の内容 | | <p><当区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口付近に保健情報システム端末、住民基本台帳システム端末を設置しないことにより、事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報を閲覧することを防止している。 ・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ電子記録および帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置する。 ・各部屋の入室権限を管理する。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を指定する。 ・監視設備として監視カメラ等を設置する。 ・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。さらに、特定個人情報を取り扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行っている。特定個人情報の記録媒体への保管は、原則は認めておらず、実施可能となるのは特別な権限を有する者のみである。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視および施錠管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他者領域との混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ評価制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから国が調達しており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理を行っている。</p> <p>②事前に持ち出しを許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しできない措置を講じている。</p> |

| | | |
|--|--|---|
| ⑥技術的対策 | [特に力を入れて行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な対策の内容 | <p><当区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー／端末ともにウイルス対策ソフトを導入し、日次でウイルス定義ファイルを更新する等、可能な限り最新の状態を保っている。 ・保健情報システムは、インターネットに接続されることのない住民情報系ネットワークの下に位置するが、さらに専用のルーターを用いNAT変換により保健情報システム以外からのアクセスを防止している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOSおよびミドルウェアについては、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p><ワクチン接種記録システム(VRS)における措置></p> <p>特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論理的に区分された当区の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システム(VRS)との通信は暗号(秘匿)化することにより、盗聴を防止する。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①国およびクラウド事業者はデータにアクセスしない契約となっている。 ②当区が委託したASP(アプリケーション提供事業者の略語。「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.0版】」(令和6年4月 デジタル庁。以下「利用説明書」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)またはガバメントクラウド運用管理補助者(利用説明書に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos攻撃(※1)対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイル(※2)の更新を行う。 ⑤当区が委託したASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦当区やASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧当区が管理する業務データは、国およびクラウド事業者がアクセスできないよう制御する。 <p>※1 DDos攻撃: 外部の複数のコンピューターから、業務アプリケーションのサーバーに大量のデータを送ることで過大な負荷をかけ、処理能力低下や機能停止に追い込む攻撃 ※2 パターンファイル: コンピューターウイルスの特徴を記録したデータ。ウイルス対策ソフトが対象のデータにウイルスが含まれているか判断する際に使用される。</p> | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| ⑦バックアップ | [特に力を入れて行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| ⑧事故発生時手順の策定・周知 | [特に力を入れて行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |
| その内容 | — | |
| 再発防止策の内容 | — | |

| | | |
|--------------------------------------|--|--|
| ⑩死者の個人番号 | [保管している] | <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない |
| 具体的な保管方法 | 常時施錠されているサーバー室で管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を講じている。 | |
| その他の措置の内容 | — | |
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク | | |
| リスクに対する措置の内容 | ・練馬区民の住民情報は、既存住民基本台帳システムの連携処理(バッチ処理)により日次で更新されるため、常に最新の状態に保たれている。 | |
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク | | |
| 消去手順 | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 手順の内容 | <p><当区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種票等の紙媒体については、5年間保管した後、溶解処分をしている。 ・保健情報システムに記録される予防接種、健診情報等各種履歴は、一定期間経過した後に削除処理を行う。 ・特定個人情報を記録する機器または記録媒体等の廃棄については、データを復元できないよう物理的な破壊またはデータ消去を行い、その記録を管理簿により管理している。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p> | |
| その他の措置の内容 | — | |
| リスクへの対策は十分か | [特に力を入れている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| — | | |

IV その他のリスク対策 ※

| 1. 監査 | |
|------------|--|
| ①自己点検 | <p>[特に力を入れて行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> |
| 具体的なチェック方法 | <p><当区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報保護評価に関する規則第14条に規定する評価書の見直しについて、評価書の内容と運用実態のチェックを1年に1回担当部署において行い、その結果を当区の特設個人情報保護評価取りまとめ担当部署(企画部 情報政策課)に報告している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員および事業者に対し、定期的に自己点検を実施している。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。 |
| ②監査 | <p>[特に力を入れて行っている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> |
| 具体的な内容 | <p><当区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「練馬区情報セキュリティに関する監査実施要綱」に従い定期的に内部監査を実施する。 <p>【主な監査事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を取り扱う際の運用手順書等の有無および職員の遵守状況の確認 ・安全管理措置に関する教育状況 ・委託事業者の管理状況 等 <ul style="list-style-type: none"> ・当区の最高情報セキュリティ責任者である副区長が任命した者を情報セキュリティ監査責任者とし、監査に関する計画を策定する。その計画に基づき、職員および最高情報セキュリティアドバイザー等により監査を実施する。 ・監査の結果を踏まえ、必要に応じ体制等の見直しを図る。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行っている。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>ガバメントクラウドについては、政府情報システムのセキュリティ評価制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから国が調達しており、ISMAPにおいて、クラウド事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された機関による監査を行うこととしている。</p> |

2. 従業者に対する教育・啓発

| | |
|--------------|--|
| 従業者に対する教育・啓発 | <p>[特に力を入れて行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> |
| 具体的な方法 | <p><当区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を取り扱う職員に対し、個人番号の取扱いに係る注意事項を含む番号制度について研修を行い、意識向上を図っている。 ・違反行為の程度によっては懲戒処分の対象となることを周知している。違反行為が発生した場合は適切な対応をとり、全従事者に対し再発防止策を徹底する。 ・特定個人情報ファイルを取り扱う事務を委託する際は、契約内容に「個人情報の保護および管理ならびに情報セキュリティに関する特記事項」を明記し、秘密保持、目的外利用の禁止、違反行為を行った場合の罰則を明確化した上で契約を締結している。また、個人番号の取扱いにかかる注意事項等を含む、番号制度についての研修教材を配付し、意識向上を図っている。 ・保健情報システム等保守運用業務の受託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付けるとともに、秘密保持契約を締結している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員および事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)および随時(新規要員着任時)実施している。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。 |

3. その他のリスク対策

| |
|--|
| <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減および技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <p><当区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報保護評価の実施にあたっては、区としての実施マニュアルを整備している。 ・評価書の内容は、情報政策課および最高情報セキュリティアドバイザーによる確認および助言を受けている。 ・「特定個人情報の取扱いに関する実施手順」を作成し、事故等が発生した場合に適切に対応できるようにしている。 <p><新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>ガバメントクラウド上における業務データの取扱いについては、当区およびその業務データの取扱いを委託するASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上における業務アプリケーションの運用等に障害が発生した場合等の対応については、原則として、ガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国がクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、ASPまたはガバメントクラウド運用管理補助者が対応する。</p> <p>具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、当区と国(デジタル庁)および関係者で協議を行う。</p> |
|--|

V 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|--|
| ①請求先 | 総務部 情報公開課 〒176-8501 練馬区豊玉北六丁目12番1号 03-5984-4513 |
| ②請求方法 | 自己情報の開示、訂正、削除および利用停止請求を、本人確認書類の提示および指定様式による書面の提出により受け付ける。 |
| 特記事項 | 代理人による請求に当たっては、委任状等による本人の意向が確認できるものが必要である。 |
| ③手数料等 | [無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:) |
| ④個人情報ファイル簿の公表 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 個人情報ファイル名 | 予防接種関連情報ファイル |
| 公表場所 | 区役所西庁舎10階区民情報ひろば |
| ⑤法令による特別の手続 | — |
| ⑥個人情報ファイル簿への不記載等 | — |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 健康部 保健予防課 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 03-5984-2484 |
| ②対応方法 | ・問い合わせがあった場合、内容と対応経過の記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部情報公開課等の関係部署に報告する。 |

VI 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|--------------------------|---|
| ①実施日 | 令和6年6月10日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取 | |
| ①方法 | 「練馬区区民意見反映制度に関する規則」に準じて区民意見聴取を行う。 区民意見聴取の実施に際しては、「ねりま区報」に意見募集を行うことの記事掲載し、区ホームページ、住民接種担当課、図書館(南大泉図書館分室を除く)、区民情報ひろば、各区民事務所(練馬区民事務所を除く。)において全文を閲覧(これらの場所における閲覧が困難であると区長が認める場合にあつては、区長が別に定める方法)できるようにする。 |
| ②実施日・期間 | 令和6年7月1日～令和6年7月31日 |
| ③期間を短縮する特段の理由 | |
| ④主な意見の内容 | |
| ⑤評価書への反映 | |
| 3. 第三者点検 | |
| ①実施日 | |
| ②方法 | |
| ③結果 | |
| 4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】 | |
| ①提出日 | |
| ②個人情報保護委員会による審査 | |

(別添3) 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|---|--|------|--|
| | 【3ページ】 I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 【取扱いの対象となる予防接種の種類】 | ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種 | (削除) 【補足説明】 令和6年度以降、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種については、「B類疾病に該当する定期の予防接種」に含まれるため、削除した。 | 事後 | 重要な変更にあたらない形式的な変更 |
| | 【3ページ】 I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 (2) 予防接種履歴の管理 2文目 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種については、ワクチン接種記録システム(VRS)に、住民基本台帳システムおよび保健情報システムから、予防接種対象者および発行した接種券の登録を行う。また、予防接種の実施後に、同システムに接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。また、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種については、ワクチン接種記録システム(VRS)に、住民基本台帳システムから、要支援対象者の登録※を行う。また、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付や接種記録の登録・修正・照会を行う。 ※ ワクチン接種記録システム(VRS)への、個人番号を含む予防接種対象者および発行した接種券の登録事務が令和5年度で終了。個人の履歴検索時の注意喚起のため、要支援対象者の登録のみ継続している。 | 事後 | 重要な変更にあたらないため(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |
| | 【3ページ】 I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 (4) 予防接種実施依頼書の発行 | 本人(保護者等を含む。)からの申請に基づき、練馬区以外の区市町村で定期予防接種をする場合、予防接種実施依頼書を作成し、発行する。新型コロナウイルスワクチンについては、接種を行う区市町村が「住所地外接種届出済証」を発行する。 | 本人(保護者等を含む。)からの申請に基づき、練馬区以外の区市町村で定期予防接種をする場合、予防接種実施依頼書を作成し、発行する。 | 事後 | 重要な変更にあたらないため(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |
| | 【5ページ】 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能 | ・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他区市町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施 | (1) ワクチン接種記録システム(VRS)への要支援対象者登録 (2) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種記録の接種証明書の交付(令和5年度接種分まで) (3) 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種記録の登録・修正・照会(令和5年度接種分まで) | 事後 | 重要な変更にあたらないため(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |
| | 【6ページ】 I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能 | (1) 保健情報システムサーバーの特定のフォルダに置かれた住基情報等をダウンロードする機能。 (2) ワクチン接種記録システム(VRS)へ接続し、住基情報等をアップロードする機能。 | (1) 保健情報システムサーバーの特定のフォルダに置かれた要支援対象者情報をダウンロードする機能。 (2) ワクチン接種記録システム(VRS)へ接続し、要支援対象者情報等をアップロードする機能。 | 事後 | 重要な変更にあたらないため(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |
| | 【6ページ】 I 基本情報 5. 個人番号の利用 ※ 法令上の根拠 | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(別表第一の10の項、93の2項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第5号)第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) | ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項(別表14の項および126の項) ・(削除) ・(削除) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) | 事後 | 重要な変更にあたらないため(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |
| | 【7ページ】 I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠 | ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二の情報提供の根拠)16の2、16の3、18の項、115の2項(別表第二の情報照会の根拠)16の2、17、18、19の項、115の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省/令第7号)(情報提供の根拠)第12条の2、12条の2の2、第13条、第59条の2(情報照会の根拠)第12条の2、12条の3、第13条、13条の2、第59条の2 | ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の以下の項(情報提供の根拠)25の項、26の項および28の項(情報照会の根拠)25の項および27の項から29の項まで ・(削除) | 事後 | 重要な変更にあたらない形式的な変更 |
| | 【8ページ】 (別添1)事務の内容(備考) (2)予防接種の実施 | ⑦他区市町村で予防接種をする場合は、区市町村相互間で依頼書、報告書および予防接種票を相互に送付。新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の場合は、東京都国民健康保険団体連合会を介して、区市町村間で予防接種票を相互に送付 | ⑦他区市町村で予防接種をする場合は、区市町村相互間で依頼書、報告書および予防接種票を相互に送付 | 事後 | 重要な変更にあたらないため(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--|---|------|--|
| | 【8ページ】 (別添1)事務の内容 (備考) (2)予防接種の実施 | ⑧新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の場合は、保健情報システムサーバーの特定のフォルダから、住基情報等を特定通信端末(LGWAN端末)にダウンロードしたうえで、同端末からワクチン接種記録システム(VRS)に接続し、特定個人情報ファイルをアップロード ※ 保健情報システムに⑧の情報はアップロードしない | ⑧新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の場合は、保健情報システムサーバーの特定のフォルダから、住民基本台帳システムの情報のうち要支援対象者の宛名番号および要支援対象者フラグを特定通信端末(LGWAN端末)にダウンロードしたうえで、同端末からワクチン接種記録システム(VRS)に接続し、アップロード ※保健情報システムに⑧の情報はアップロードしない | 事後 | 重要な変更にあたらないため (特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |
| | 【8ページ】 (別添1)事務の内容 (備考) (2)予防接種の実施 | ⑨新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の場合は、医療機関に配布したタブレットで予防接種票のOCRラインを読み取り、接種記録をワクチン接種記録システム(VRS)へ送信する。 | (削除、後番繰り上げ) | 事後 | 重要な変更にあたらないため (特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |
| | 【8ページ】 (別添1)事務の内容 (備考) (2)予防接種の実施 | (新規) | ⑪新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の場合は、個別接種記録のワクチン接種記録管理システム(VRS)への登録・修正・照会 | 事後 | 重要な変更にあたらないため (特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更) |
| | 【8ページ】 (別添1)事務の内容 (備考) (4)予防接種記録情報の提供および取得 | (新規) | ⑫ねりますくすくアプリ(電子母子手帳アプリ)利用者のうち本人確認済の区民に対し、月2回予防接種記録を連携 | 事後 | 重要な変更にあたらないため (特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更) |
| | 【8ページ】 (別添1)事務の内容 (備考) (2)予防接種の実施 | ⑫電子交付アプリで予防接種証明書の交付申請があった場合に、電子交付アプリにおいて個人番号を入手し、接種者が申請先として指定する区市町村に接種記録を照会する。 | (削除、後番繰り上げ) | 事後 | 重要な変更にあたらないため (特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |
| | 【8ページ】 (別添1)事務の内容 (備考) (2)予防接種の実施 | ⑬接種記録の情報を、個人番号・氏名・住所・生年月日・性別・旅券情報(ローマ字氏名・国籍と地域・旅券番号)の情報と照合して本人を特定し、接種証明書として電子交付アプリ上に表示する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については電子署名を付す。) | (削除、後番繰り上げ) | 事後 | 重要な変更にあたらないため (特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |
| | 【8ページ】 (別添1)事務の内容 (備考) (2)予防接種の実施 | ⑭コンビニエンスストア等のキオスク端末で予防接種証明書の交付申請があった場合に、キオスク端末から個人番号を入手し、地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターシステムを経由して、接種者が申請先として指定する区市町村に接種記録を照会する。 | (削除、後番繰り上げ) | 事後 | 重要な変更にあたらないため (特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |
| | 【8ページ】 (別添1)事務の内容 (備考) (2)予防接種の実施 | ⑮個人番号・氏名・住所・生年月日・性別の情報と照合して本人を特定し、接種記録の情報を接種証明書としてキオスク端末から交付する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については電子署名を付す。)。※ 海外用の接種証明書については、コンビニ交付よりも前に紙またはアプリで交付を受けていないとコンビニエンスストアでは交付を受けられない。 | (削除、後番繰り上げ) | 事後 | 重要な変更にあたらないため (特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |
| | 【8ページ】 (別添1)事務の内容 (備考) (2)予防接種の実施 | ⑯ワクチン接種記録システム(VRS)から接種記録をダウンロードし、保健情報システムにアップロード | (削除、後番繰り上げ) 【補足説明】 令和6年6月に、令和6年3月分までの予診票をVRSに登録後、保健情報システムにアップロードを行った。以降、当作業は廃止する。 | 事後 | 重要な変更にあたらないため (特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |
| | 【8ページ】 (別添1)事務の内容 (備考) (4)予防接種記録情報の提供および取得 | ⑰新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の場合は、ワクチン接種記録管理システム(VRS)により各種情報の連携 | (削除、後番繰り上げ) | 事後 | 重要な変更にあたらないため (特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |
| | 【8ページ】 (別添1)事務の内容 (備考) (5)集計情報の報告 | ※ 個人番号は、団体内統合宛名システムおよびワクチン接種記録システム(VRS)で保持し、保健情報システムでは保持しない。 | (削除) | 事前 | |
| | 【10ページ】 II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 | [O] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末および証明書交付センターシステム) | [O] その他 (ワクチン接種記録システム(VRS)) | 事後 | 重要な変更にあたらないため (特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--|---|------|--|
| | 【10ページ】 II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度 6項目目 | ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種については、以下の場合に入手する。 ①練馬区からの転出者については、転出先区市町村がワクチン接種記録システム(VRS)を通じて当区に接種記録の照会を行う場合 ②練馬区への転入者からの予防接種票発行申請の場合(ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて転出元区市町村に接種記録を照会するため) ③予防接種の接種者からの予防接種証明書交付申請(紙、電子交付アプリまたはコンビニ交付)の場合 | ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種については、以下の場合に入手する。 ①接種者から予防接種証明書の交付申請があった場合 ②ワクチン接種記録システム(VRS)上で個別接種記録の登録・修正・照会を行う場合 | 事後 | 重要な変更にあたらないため(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |
| | 【10ページ】 II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性 5項目目 | ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の場合は、個人番号および接種記録を、番号法第19条第16号に基づき、以下の場合に入手している。 ①練馬区からの転出者については、転出先区市町村において、転出者の接種記録が必要な場合 ②練馬区への転入者については、転出元区市町村へ接種記録を照会する必要がある場合 ③予防接種の接種者から、予防接種証明書の交付申請(紙、電子交付アプリまたはコンビニ交付)があった場合 | ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種については、以下の場合に限定して入手している。 ①接種者から予防接種証明書の交付申請があった場合 ②ワクチン接種記録システム(VRS)上で個別接種記録の登録・修正・照会を行う必要がある場合 【補足説明】 ワクチン接種記録システム(VRS)では、予防接種証明書発行時および、個別接種記録の登録・修正・照会のいずれの場合でも、名前等の個人情報中に個人番号が表示される仕様である。 | 事後 | 重要な変更にあたらないため(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更) |
| | 【10ページ】 II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示 5・6項目目 | ・新型コロナウイルス感染症予防接種の接種者から予防接種証明書の交付申請(紙)があった場合かつ交付申請に必要な予防接種票を紛失した場合、個人番号を入手する。 ・上記、予防接種証明書については、電子交付アプリおよびコンビニエンスストア等のキオスク端末により申請を受け付ける場合は、利用規約を表示し、本人の同意を得てから個人番号を入手している。 | ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種については、番号法第9条第1項(別表14の項および126の項)に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)上で特定個人情報を入手・使用している。 | 事後 | 重要な変更にあたらないため(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |
| | 【11ページ】 II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 | (5)転出先区市町村への接種記録の提供 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種については、練馬区からの転出者は、練馬区での接種記録を転出先区市町村へ提供するために、特定個人情報を使用する。 (6)転出元区市町村へ接種記録を照会 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種については、練馬区への転入者は、転出元区市町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 (7)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付 接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために、特定個人情報を使用する。 | (5)新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付 ワクチン接種記録システム(VRS)で接種証明書を交付する際、特定個人情報を入手する。 (6)新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種記録の管理 ワクチン接種記録システム(VRS)上の接種記録を登録・修正・照会する際、特定個人情報を入手する。 | 事後 | 重要な変更にあたらないため(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |
| | 【11ページ】 II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合 | (5) 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種については、練馬区からの転出者は、練馬区での接種記録を転出先区市町村に提供するために、転出先区市町村から個人番号を入手し、練馬区の接種記録と突合する。 | (削除) | 事後 | 重要な変更にあたらないため(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |
| | 【13ページ】 II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容 | 保健情報システムの運用、保守業務および法制度改正に伴うシステム改修業務 | 保健情報システムの運用、保守業務、法制度改正に伴うシステム改修業務およびガバメントクラウド移行業務 | 事前 | |
| | 【15ページ】 II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能およびコンビニ交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 | 事後 | 重要な変更にあたらないため(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |
| | 【15ページ】 II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能およびコンビニ交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 | 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等 | 事後 | 重要な変更にあたらないため(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |
| | 【15ページ】 II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 | ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能およびコンビニ交付機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。 | ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。 | 事後 | 重要な変更にあたらないため(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--|--|------|--|
| | 【15ページ】 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 | [○] その他 LGWAN回線を用いた提供（VRS本体、コンビニ交付機能）、本人からの電子交付アプリを用いた提供（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） | [○] その他 LGWAN回線を用いた提供（令和6年度以降、新たな特定個人情報の提供はなし。） | 事後 | 重要な変更にあたらないため（特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更） |
| | 【16ページ】 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号（別表第二の16の2の項） | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項 | 事後 | 重要な変更にあたらない形式的な変更 |
| | 【16ページ】 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号（別表第二の16の3の項） | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表26の項 | 事後 | 重要な変更にあたらない形式的な変更 |
| | 【17ページ】 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先3 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号（別表第二の115の2の項） | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項 | 事後 | 重要な変更にあたらない形式的な変更 |
| | 【17ページ】 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先4 ①～⑦ | 市町村長 番号法第19条第16号 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 転出者の接種記録および個人番号 転入者の個人番号 10万人以上100万人未満 予防接種法に基づく予防接種の対象者 [○] その他 （ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能およびコンビニ交付機能を含む。） 転出者については、照会を受けた都度 転入者については、照会する都度 | （削除） | 事後 | 重要な変更にあたらないため（特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更） |
| | 【18ページ】 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 <ワクチン接種記録システム（VRS）における措置> 7・8項目目 | ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能については、電子交付アプリおよび同アプリの利用端末には、申請情報を記録しない。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付機能については、証明書交付センターシステムおよびキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しない。 | （削除） | 事後 | 重要な変更にあたらないため（特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更） |
| | 【18ページ】 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所 | （既存4措置の最後尾に新規追加） | <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は政府情報システムのセキュリティ評価制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスを取り扱う事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、つぎを満たしている。 ・ISO/IEC27017（※1）およびISO/IEC27018（※2）の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ※1 ISO/IEC27017:クラウド事業者および利用者が、より安全かつ安定的にクラウドサービスを運用・利用するためのセキュリティ管理策を定めた国際規格 ※2 ISO/IEC27018:パブリッククラウド（複数の利用者がクラウド環境を共有する運用形態）での個人情報保護に関して、クラウド事業者が実践すべき管理策を定めた国際規格 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|---|---|------|---|
| | 【19ページ】 II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法 | (既存3措置の最後尾に新規追加) | <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①特定個人情報の消去は当区からの操作によって実施される。国およびクラウド事業者については、区の業務データにアクセスできないよう制御するため、特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際は、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88(※1)、ISO/IEC27001(※2)等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、当区が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出およびクラウド環境へのデータ投入ならびに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p> <p>※1 NIST800-88:NIST(米国国立標準技術研究所)が定めた、記録装置等のデータ抹消処理・廃棄に関する指針 ※2 ISO/IEC27001:情報の機密性・完全性・可用性を管理し、情報を有効活用するために組織としての取組を整理した国際規格</p> | 事前 | |
| | 【20ページ】 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 <住民情報> | <p>個人番号(内部番号)／世帯番号／氏名(漢字)／氏名(カナ)／郵便番号／住所コード 都道府県／住所コード 区市町村／住所コード 町名／住所コード 丁目／住所コード 番／住所コード 号／住所コード 枝番／住所コード 子枝番／住所(漢字)／地番(漢字)／方書(漢字)／生年月日／続柄／続柄(漢字)／電話番号／消除区分／異動事由1／異動年月日1／異動届出日1／異動事由2／異動年月日2／異動届出日2／異動事由3／異動年月日3／異動届出日3／出張所コード／外国人番号／個人区分／検索カナ氏名／管轄相談所／転入前住所／転入異動年月日／転居前住所1／転居異動年月日1／転居前管轄相談所1／転居前住所2／転居異動年月日2／転居前管轄相談所2／転出先住所／転出異動年月日／更新年月日1／外字保有区分(漢字氏名)／外字保有区分(方書)／外字保有区分(転入前住所)／外字保有区分(転居前住所1)／外字保有区分(転居前住所2)／外字保有区分(転出先住所)／送付先郵便番号／送付先住所／備考／更新年月日2／更新年月日3／処理停止状態区分／処理停止理由区分</p> | <p>【現行保健情報システム】</p> <p><住民情報></p> <p>整理番号／カナ氏名／漢字氏名／生年月日／性別／町番号／行政区番号／番地／枝番／小枝／郵便番号／集配局／住所／方書／続柄1／続柄2／続柄3／続柄4／世帯番号／世帯主カナ氏名／世帯主漢字氏名／取消区分／住登外区分／宛名種別／外国人フラグ／外国人国籍／住民となった日／住民でなくなった日／最新異動区分／最新異動日／最新異動届出日／住民異動区分／住民異動日／転入前市区町村番号／転入前住所／転入前方書／転出後住所／転出後方書／電話番号／FAX番号／携帯番号／メールアドレス／補記論理和／送付除外論理和／個人課税区分／世帯課税区分／被災者区分／住基閲覧注意／連携処理日／母子保健送付除外／身障手帳区分／登録サブシステム／登録者／登録目的</p> | 事後 | 重要な変更にとらならないため(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更) |
| | 【20ページ】 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 <予防接種情報> | <p>年度／個人番号(内部番号)／予防接種コード／連番／予防接種番号／在住地域／生保区分／助成区分／発行年月日／再発行年月日／接種・予診年月日／接種場所／検査日／検査場所／検査番号／陰性／陽性／検査方法／検査数値／予診該当フラグ／支払年度／支払四半期／入力日／備考／取込年月日／ロット番号／接種医師名／接種量／ワクチン種別／情報提供元機関コード／照会日</p> | <p>整理番号／接種名称区分／期回数区分／履歴番号／年度／事業予定連番／接種日／実施時間／会場区分／会場区分その他／接種種別区分／登録日／負担金区分／接種医療機関番号／接種医療機関番号その他／接種区分／Lot番号／接種量／印刷区分／印刷日／発送日／予診理由区分／接種補足区分／予診票再発行フラグ／予診票再発行枚数／予診票再発行日／依頼書印刷区分／依頼書印刷日／証明書印刷区分／証明書印刷日／予診医療機関番号／予診医療機関番号その他／予診医番号／予診医職員番号／予診医職員枝番／接種医番号／接種医職員番号／接種医職員枝番／ワクチンメーカー区分／備考／支払対象外フラグ／予診番号／警告内容／登録支所区分／抽出日／抽出時郵便番号／抽出時住所／抽出時方書／抽出時行政区番号／抽出時漢字氏名／抽出時カナ氏名／抽出時補記論理和／抽出時生保区分／抽出キー／抽出フラグ／印刷連番／抽出時居住区／予診票番号／予診票無効フラグ／依頼書発行元／依頼書受付日／依頼番号／実施報告書印刷日／請求年月／経過措置／予診票発行部署／期回数区分 副本登録用／送付先名／起案番号／発行日／保護者(フリガナ)／保護者氏名／保護者電話番号／続柄／滞在先郵便番号／滞在先住所／滞在先方書／依頼書発行理由／担当者名／判定結果／検査方法／抗体価／単位／検査番号／特別の事情／免除区分／予診票再印刷フラグ／予診票再印刷枚数／予診票再印刷日／予診医番号その他／接種医番号その他／ワクチン名区分</p> | 事後 | 重要な変更にとらならないため(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更) |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--|--|------|---|
| | 【20ページ】 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 1/2 | (新規) | 【標準化後保健情報システム(令和7年度末までに対応予定)】 <住民情報> 市区町村コード/宛名番号/履歴番号/最新フラグ/世帯番号/住登外者種別/住登外者状態/異動年月日/異動届出年月日/異動事由/氏名/氏_日本人/名_日本人/氏名_外国人ローマ字/氏名_外国人漢字/氏名_振り仮名(フリガナ)/氏_日本人_振り仮名/名_日本人_振り仮名/通称/通称_フリガナ/通称_フリガナ確認状況/性別/性別表記/生年月日_元号/生年月日/生年月日_不詳フラグ/生年月日_不詳表記/住所_市区町村コード/住所_町字コード/指定都市_行政区等コード/住所_都道府県/住所_市区郡町村名/住所_町字/住所_番地号表記/住所_方書コード/住所_方書/住所_方書_フリガナ/住所_郵便番号/住所_国名コード/住所_国名等/住所_国外住所/登録支所/名寄せ元フラグ/名寄せ先宛名番号/統合宛名フラグ/他業務参照不可フラグ/独自施策システム等ID/業務ID/削除フラグ/操作者ID/操作年月日/操作時刻/個人番号/利用事業コード/電話番号/携帯番号/E-mailアドレス/E-mailアドレス2/連絡先詳細/登録日/登録支所/利用目的/送付先氏名/登録事由/要配慮者区分/要配慮内容/把握事業/事業コード/実施予定日/会場コード/受付開始時間/会場名/予約番号/西暦年度/予約受付日/予約変更日/実施医療機関コード/実施医療機関名/金額区分/受診金額/金額(市区町村負担)/検診種別/キャンセル待ち/備考/発送日/発行区分/帳票名/連番/受付日/対象外理由/登録事業(共通・各事業)/登録者/重要度/ | 事前 | |
| | 【20ページ】 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 2/2 | (新規) | 件名(タイトル)/メモ(フリーテキスト)/把握日/把握経路/フォロー事業/フォロー予定情報_フォロー方法/フォロー内容/フォロー予定日/フォロー予定情報_フォロー時間/フォロー予定情報_フォロー会場コード/フォロー予定情報_フォロー理由/フォロー状況/フォロー予定情報_フォロー担当者/フォロー結果情報_フォロー方法/フォロー実施日/フォロー結果情報_フォロー時間/フォロー結果情報_フォロー会場コード/フォロー結果情報_フォロー結果/フォロー結果情報_フォロー担当者/ファイル名/フォルダ構成 | 事前 | |
| | 【20ページ】 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 | (新規) | <予防接種情報> 市区町村コード/宛名番号/接種種類コード/回数/履歴番号/最新フラグ/発行日/発行場所/接種券番号/登録日/登録支所/削除フラグ/操作者ID/操作年月日/操作時刻/受付日/依頼先/依頼理由/保護者_宛名番号/保護者_氏名/独自施策半角項目/独自施策日付項目/独自施策全角項目/独自施策コード項目/実施区分/接種区分/実施日/法定区分/実施機関コード/実施機関名/会場コード/会場名/医師名/ロット番号/接種量/ワクチンメーカー/ワクチン名/特別の事情/接種判定コード/抗体検査方法コード/抗体価/単位コード/抗体検査番号コード/該当者_宛名番号/請求日/給付の種類/請求者_宛名番号/現住所/現住所方書/請求者氏名/本人との続柄/認定区分/決定日/認定結果/把握日 | 事前 | |
| | 【20ページ】 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 <ツベルクリン結果情報> | <ツベルクリン結果情報> 個人番号(内部番号)/検査年月日/検査会場/判定場所/判定結果 | (削除) | 事後 | 重要な変更にとらならない形式的な変更 |
| | 【20ページ】 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 <BCG情報> | <BCG情報> 個人番号(内部番号)/BCG接種年月日/BCG接種会場 | (削除) | 事後 | 重要な変更にとらならない形式的な変更 |
| | 【20ページ】 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 <生活保護受給状況・障害者福祉情報> | <生活保護受給状況・障害者福祉情報> 個人番号(内部番号)/生保区分(障害者福祉情報を含む。) | 【福祉部から入手するCSVデータ】 <障害者福祉情報> 福祉事務所コード/福祉事務所コード略称/宛名コード/漢字氏名/カナ氏名/生年月日/障害区分 <生活保護受給状況> データ区分/福祉事務所コード/住基番号/世帯番号/構成員番号/氏名カナ/生年月日/性別 <中国残留邦人情報> 住基番号/受給者番号/カナ氏名/生年月日/性別/郵便番号/住所 | 事後 | 重要な変更にとらならないため(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更) |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|--|---|------|---|
| | 【20ページ】 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> | <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 個人番号/宛名番号/自治体コード/接種券番号/住民情報(氏名、生年月日、性別)/接種状況(実施/未実施)/接種回/接種日/ワクチンメーカー/ワクチン種類/製品名/ロット番号/要支援対象者フラグ/旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)/証明書ID(※)/証明書発行年月日(※) ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ | 【ワクチン接種記録システム(VRS)】 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目> 個人番号/宛名番号/自治体コード/接種券番号/住民情報(氏名、生年月日、性別)/接種状況(実施/未実施)/接種回/接種日/ワクチンメーカー/ワクチン種類/製品名/ロット番号/要支援対象者フラグ/旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)/証明書ID(※)/証明書発行年月日(※) ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ | 事後 | 重要な変更にとらならない形式的な変更 |
| | 【21ページ】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容 4項目目 | ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種における措置は以下のとおり ①練馬区からの転出者については、転出先区市町村からワクチン接種記録システム(VRS)を通じて照会があり、練馬区での接種記録を個人番号と突合することで対象者以外の情報を入手しない措置を講じている。その際は、転出先区市町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認している。 ②練馬区への転入者については、個人番号を利用し、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて、転出元区市町村より接種記録を入手する。その際は、当区において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認している。 ③予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から証明書の交付申請があった場合のみであり、また、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認してから入手している。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能およびコンビニ交付機能では、暗証番号入力(券面入力補助APの暗証番号)と個人番号カードのICチップ読み取り(券面入力補助AP)による二要素認証を必須とし、対象者の情報のみ入手している。 | ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種で個人番号を入手するのは以下2点の場合のみであり、どちらの場合も番号法第16条に基づき、以下の措置を講じている。 ①予防接種証明書の交付申請があった場合、本人確認書類を十分に確認してから入手している。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)上の個別の予防接種履歴を登録・修正・照会する際は、予診票その他の本人を特定できる資料を十分に確認してから入手している。 【補足説明】 ワクチン接種記録システム(VRS)では、予防接種証明書発行時および、個別接種記録の登録・修正・照会のいずれの場合でも、名前等の個人情報中に個人番号が表示される仕様である。 | 事後 | 重要な変更にとらならないため(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |
| | 【21ページ】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> | <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能については、個人番号カードや旅券を読み取ることで情報を入手する。入力ではなく読み取りとすることで、申請者が不要な情報を送信するリスクを防止する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付機能については、国内用、海外用の接種証明書のどちらも個人番号カードを読み取ることで情報を入手する。入力ではなく読み取りとすることで、申請者が不要な情報を送信するリスクを防止する。 | (削除) | 事後 | 重要な変更にとらならないため(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |
| | 【21ページ】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 4・5項目目 | ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能は、専用の電子交付アプリからのみ交付申請を可能とする。同アプリの改ざん防止措置を講じており、他の方法では電子交付機能に関与できず、特定個人情報が送信されることを防いでいる。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付機能は、キオスク端末の操作画面において、コンビニ交付に対応していない区市町村は表示されない。当然に選択できないため、当該区市町村に特定個人情報は送信されない。 | (削除) | 事後 | 重要な変更にとらならないため(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |
| | 【22ページ】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報に不正な個人情報が含まれるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> | <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能およびコンビニ交付機能については、暗証番号入力(券面入力補助APの暗証番号)と個人番号カードのICチップ読み取り(券面入力補助AP)による二要素認証で本人確認を行う。 | (削除) | 事後 | 重要な変更にとらならないため(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |
| | 【22ページ】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報に不正な個人情報が含まれるリスク 特定個人情報の正確性確保の措置の内容 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> | <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能およびコンビニ交付機能については、券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力を完了することで、不正な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。また、券面入力補助APから取得する情報(氏名・住所・生年月日・性別・個人番号)に付されている署名については、ワクチン接種記録システム(VRS)または証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。 | (削除) | 事後 | 重要な変更にとらならないため(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|---|---|------|--|
| | 【22ページ】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク4： 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容 6～7項目目 | ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能については、電子交付アプリとワクチン接種記録システム（VRS）との通信は暗号（秘匿）化することにより、盗聴を防止する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付機能については、キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信は専用回線、証明書交付センターシステムとワクチン接種記録システム（VRS）間の通信はLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号（秘匿）化することにより、盗聴を防止する。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、個人番号カードおよび証明書の取り忘れ防止対策を実施する。 | (削除) | 事後 | 重要な変更にあたらないため（特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更） |
| | 【22ページ】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | <ワクチン接種記録システムにおける措置> ・入手した特定個人情報については、限定された端末（VRSに接続できるLGWAN端末）を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。 | <ワクチン接種記録システムにおける措置> ・限定された端末（VRSに接続できるLGWAN端末）を利用し、保健予防課長指定の管理者から配布されたユーザIDでログインした場合のみ、特定個人情報を含む情報を入手できるように制御している。 | 事後 | 重要な変更にあたらない形式的な変更 |
| | 【23ページ】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容 | 宛名システム等（団体内統合宛名システム）は、必要な情報以外の紐付けが行われないよう、システムで制御している。また、番号法別表第二に定められた事務を所掌する部署のうち、必要な者のみに使用権限を設定し、その他の者はアクセスが行えないような仕組みとしている。 | 宛名システム等（団体内統合宛名システム）は、必要な情報以外の紐付けが行われないよう、システムで制御している。また、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた事務を所掌する部署のうち、必要な者のみに使用権限を設定し、その他の者はアクセスが行えないような仕組みとしている。 | 事後 | 重要な変更にあたらない形式的な変更 |
| | 【23ページ】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容 2項目目 | ・ワクチン接種記録システム（VRS）の利用においては、接種会場では、接種券番号の読取端末（タブレット端末）からインターネット経由でワクチン接種記録システム（VRS）に接続するが、個人番号が表示されないようになっている。 | (削除) | 事後 | 重要な変更にあたらないため（特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更） |
| | 【23ページ】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法 3項目目 | ・ワクチン接種記録システム（VRS）におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。なお、ユーザIDは、住民接種担当課長が認めた者に限定して発行される。 | ・ワクチン接種記録システム（VRS）におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。なお、ユーザIDは、保健予防課長が認めた者に限定して発行される。 | 事後 | 重要な変更にあたらない形式的な変更 |
| | 【23ページ】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法 2項目目 | ・ワクチン接種記録システム（VRS）へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、住民接種担当課長が必要最小限の権限で発効する。 住民接種担当課長は、定期的または異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 やむを得ず、複数の職員が共有するID（以下「共用ID」という。）を発行する必要がある場合は、当該IDを使用する職員・端末を特定し、住民接種担当課長が把握した上で、パスワードを厳重に管理する運用を徹底し、必要最小限に発行する。なお、共用IDを使用する職員および端末について、異動/退職等のイベントが発生したタイミングで確認し、当該事由が生じた際は速やかに把握している内容を更新する。 | ・ワクチン接種記録システム（VRS）へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、保健予防課長が必要最小限の権限で発効する。 保健予防課長は、定期的または異動/退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動/退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 | 事後 | 重要な変更にあたらないため（特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更） |
| | 【23ページ】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法 3項目目 | ・ワクチン接種記録システム（VRS）へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、住民接種担当課長が必要最小限の権限で発効する。 住民接種担当課長は、定期的ユーザIDおよびアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限および不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更または削除する。 | ・ワクチン接種記録システム（VRS）へのログイン用のユーザIDに付与されるアクセス権限は、保健予防課長が必要最小限の権限で発効する。 保健予防課長は、定期的ユーザIDおよびアクセス権限の一覧をシステムにおいて確認し、アクセス権限および不正利用の有無を確認する。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更または削除する。 | 事後 | 重要な変更にあたらない形式的な変更 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--|---|------|--|
| | 【24ページ】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容 | ※新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務における追加措置 住民基本台帳システムや保健情報システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)に登録する際のリスク対策は以下のとおり ・登録作業を行うため、専用の特定通信端末(LGWAN端末)を用意する。 ・特定通信端末(LGWAN端末)とLGWANとの通信はファイアウォールにより制御する。 ・特定通信端末(LGWAN端末)と保健情報システムはネットワークで接続し、電子記録媒体は使用しない。 ・作業を行う職員を必要最小限に限定する。 ・作業終了後、内部のデータは確実に消去する。 | (削除) | 事後 | 重要な変更にあたらないため(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |
| | 【24ページ】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 2項目目 | ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種においては、特定個人情報等の入手・使用を以下の場合に限定している。 ①練馬区からの転出者については、転出先区市町村に接種記録を提供する必要がある場合 ②練馬区への転入者については、転出元区市町村に接種記録を照会する必要がある場合 ③予防接種の接種者から、予防接種証明書の交付申請(紙、電子交付アプリまたはコンビニ交付)があり、接種記録を照会する必要がある場合 | ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種については、以下の場合に限定して特定個人情報を入手している。 ①接種者からの予防接種証明書の交付申請があった場合 ②ワクチン接種記録システム(VRS)上で個別接種記録の登録・修正・照会を行う必要がある場合 【補足説明】 ワクチン接種記録システム(VRS)では、個別接種記録の登録・修正・照会のいずれの場合でも、名前等の個人情報中に個人番号が表示される仕様である。 | 事後 | 重要な変更にあたらないため(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |
| | 【25ページ】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認 | ※新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 練馬区、国、ワクチン接種記録システム(VRS)の運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能およびコンビニ交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該運用保守事業者に委託している。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置 | ※新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置 練馬区、国、ワクチン接種記録システム(VRS)の運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該運用保守事業者に委託している。なお、つぎの内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 | 事後 | 重要な変更にあたらないため(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |
| | 【27ページ】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) | [] 提供・移転しない | [○] 提供・移転しない また、「提供・移転しない」としたことに伴い、5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)の内容を削除 | 事後 | 重要な変更にあたらないため(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |
| | 【31ページ】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 | (既存3措置の最後尾に新規追加) | <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ評価制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから国が調達しており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理を行っている。 ②事前に持ち出しを許可されていない装置等に関しては、外部に持ち出しできない措置を講じている。 | 事前 | |
| | 【32ページ】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> | ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能については、電子交付アプリには、申請情報を記録しない。また、電子交付アプリとワクチン接種記録システム(VRS)との通信は暗号(秘匿)化することにより、盗聴を防止する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付機能については、証明書交付センターシステムおよびキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しない。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとワクチン接種記録システム(VRS)間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号(秘匿)化することにより、盗聴を防止する。 | (削除) | 事後 | 重要な変更にあたらないため(特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更) |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--|--|------|------------------------|
| | 【32ページ】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 1/2 | (既存3措置の最後尾に新規追加) | <ガバメントクラウドにおける措置> ①国およびクラウド事業者はデータにアクセスし ない契約となっている。 ②当区が委託したASP(アプリケーション提供事 業者の略語。「地方公共団体情報システムのガ バメントクラウドの利用について【第2.0版】」(令 和6年4月 デジタル庁。以下「利用説明書」と いう。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)ま たはガバメントクラウド運用管理補助者(利用説 明書に規定する「ガバメントクラウド運用管理補 助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウド が提供するマネージドサービスにより、ネット ワークアクティビティ、データアクセスパターン、 アカウント動作等について継続的にモニタリン グを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対す るセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos 攻撃(※1)対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、 ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイル (※2)の更新を行う。 | 事前 | |
| | 【32ページ】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の漏 えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容 2/2 | (既存3措置の最後尾に新規追加) | ⑤当区が委託したASPまたはガバメントクラウド 運用管理補助者は、導入しているOSおよびミド ルウェアについて、必要に応じてセキュリティ パッチの適用を行う。 ⑥特定個人情報を保有するシステムを構築す る環境は、インターネットとは切り離された閉域 ネットワークで構成する。 ⑦当区やASPまたはガバメントクラウド運用管 理補助者の運用保守地点からガバメントクラウ ドへの接続については、閉域ネットワークで構 成する。 ⑧当区が管理する業務データは、国およびクラ ウド事業者がアクセスできないよう制御する。 ※1 DDos攻撃: 外部の複数のコンピューター から、業務アプリケーションのサーバーに大量 のデータを送ることで過大な負荷をかけ、処理 能力低下や機能停止に追い込む攻撃 ※2 パターンファイル: コンピューターウイルス の特徴を記録したデータ。ウイルス対策ソフトが 対象のデータにウイルスが含まれているか判断 する際に使用される。 | 事前 | |
| | 【33ページ】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク3: 特定個人情報が消 去されずいつまでも存在する リスク 消去手順 手順の内容 | ・予防接種票等の紙媒体については、5年間保 管した後、溶解処分をしている。 ・保健情報システムに記録される予防接種、健 診情報等各種履歴は、一定期間経過した後 に削除処理を行う。 ・特定個人情報を記録する機器または記録媒 体等の廃棄については、データを復元できな いよう物理的な破壊またはデータ消去を行い、そ の記録を管理簿により管理している。 | <当区における措置> ・予防接種票等の紙媒体については、5年間保 管した後、溶解処分をしている。 ・保健情報システムに記録される予防接種、健 診情報等各種履歴は、一定期間経過した後 に削除処理を行う。 ・特定個人情報を記録する機器または記録媒 体等の廃棄については、データを復元できな いよう物理的な破壊またはデータ消去を行い、そ の記録を管理簿により管理している。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者 において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準 拠したプロセスにしたがって確実にデータを消 去する。 | 事前 | |
| | 【34ページ】 Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法 <新型コロナウイルス感染症 対策に係る予防接種事務にお ける追加措置> | ・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総 合戦略室)から発出された「新型コロナウイルス ワクチン接種記録システムの利用にあたっての 確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責 任)に則し、適切に職員等の当該システムの利 用を管理し、必要な監督をする。 | ・厚生労働省から発出された「新型コロナウイル スワクチン接種記録システムの利用にあたって の確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の 責任)に則し、適切に職員等の当該システムの 利用を管理し、必要な監督をする。 | 事後 | 重要な変更にとらならない形式 的な変更 |
| | 【34ページ】 Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容 <当区における措置> | ・「練馬区情報セキュリティに関する監査実施要 綱」に従い実施する。 ・評価実施機関内の内部監査により実施する。 | ・「練馬区情報セキュリティに関する監査実施要 綱」に従い定期的に内部監査を実施する。 ・(削除) | 事後 | 重要な変更にとらならない形式 的な変更 |
| | 【34ページ】 Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容 <新型コロナウイルス感染症 対策に係る予防接種事務にお ける追加措置> | ・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総 合戦略室)から発出された「新型コロナウイルス ワクチン接種記録システムの利用にあたっての 確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責 任)に則し、適切に職員等の当該システムの利 用を管理し、必要な監督をする。 | ・厚生労働省から発出された「新型コロナウイル スワクチン接種記録システムの利用にあたって の確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の 責任)に則し、適切に職員等の当該システムの 利用を管理し、必要な監督をする。 | 事後 | 重要な変更にとらならない形式 的な変更 |
| | 【34ページ】 Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的なチェック方法 | (既存3措置の最後尾に新規追加) | <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては、政府情報システ ムのセキュリティ評価制度(ISMAP)のリストに 登録されたクラウドサービスから国が調達して おり、ISMAPにおいて、クラウド事業者は定期的 にISMAP監査機関リストに登録された機関によ る監査を行うこととしている。 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|---|---|------|----------------------|
| | 【35ページ】 IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的なチェック方法 〈新型コロナウイルス感染症 対策に係る予防接種事務にお ける追加措置〉 | ・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総 合戦略室)から発出された「新型コロナウイルス ワクチン接種記録システムの利用にあたっての 確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責 任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用 を管理し、必要な指導をする。 | ・厚生労働省から発出された「新型コロナウイル スワクチン接種記録システムの利用にあたって の確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の 責任)に則し、適切に職員等の当該システムの 利用を管理し、必要な指導をする。 | 事後 | 重要な変更にあたらぬ形式 的な変更 |
| | 【35ページ】 IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策 〈新型コロナウイルス感染症 対策に係る予防接種事務にお ける追加措置〉 | ・デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総 合戦略室)から発出された「新型コロナウイルス ワクチン接種記録システムの利用にあたっての 確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責 任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、 第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該シ ステムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが 生じた場合、適切な対応をとることができる体制 を構築する。 | ・厚生労働省から発出された「新型コロナウイル スワクチン接種記録システムの利用にあたって の確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の 責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界 点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に 当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏 えいが生じた場合、適切な対応をとることがで きる体制を構築する。 | 事後 | 重要な変更にあたらぬ形式 的な変更 |
| | 【35ページ】 IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策 | (既存3措置の最後尾に新規追加) | 〈ガバメントクラウドにおける措置〉 ガバメントクラウド上における業務データの取扱 いについては、当区およびその業務データの取 扱いを委託するASPまたはガバメントクラウド運 用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上における業務アプリケー ションの運用等に障害が発生した場合等の対 応については、原則として、ガバメントクラウドに 起因する事象の場合は、国がクラウド事業者と 契約する立場から、その契約を履行させること で対応する。ガバメントクラウドに起因しない事 象の場合は、ASPまたはガバメントクラウド運用 管理補助者が対応する。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合 は、当区と国(デジタル庁)および関係者で協議 を行う。 | 事前 | |